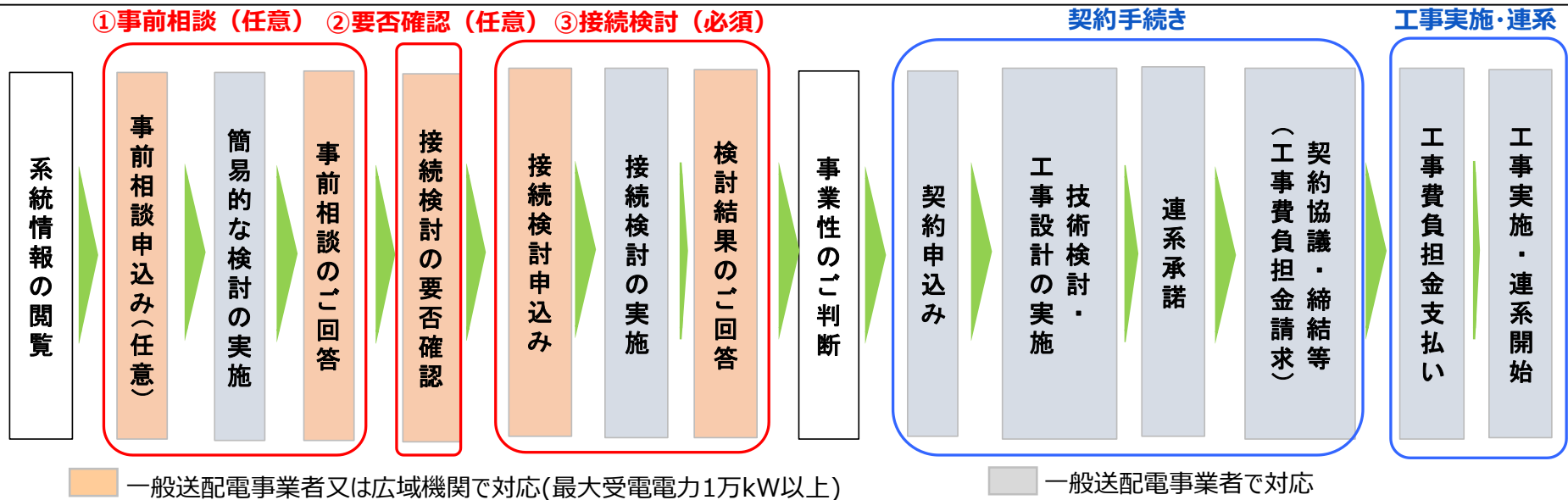


# 系統利用の高度化を踏まえた 電力広域的運営推進機関が行う系統アクセス業務の 一部見直しについて

2024年2月5日  
広域系統整備委員会事務局

- 電力広域的運営推進機関（以降、本機関）では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みを受け付け、一般送配電事業者の検討結果の妥当性や差別的な扱いが無いことを確認している。
- 一方、電源の系統アクセスにおける社会的ニーズ（費用低減、工期短縮等）を受け、**系統利用の高度化（コネクト&マネージ等）**を進めており、今後、この新たな系統利用ルールを定着し、**確実に運用を行うことが重要となる**。その一環として、**系統混雑処理時における再エネ出力制御の検証など**、本機関に新たな役割が追加されている。
- そのため、本機関が行う系統アクセス業務フローの一部について、影響の軽微なものを効率化の観点から見直し、**新たな役割を着実に実行する体制を整えること**としたい。



- ①事前相談：接続検討前に連系点までの距離など簡易的な検討を行う手続き（任意）
- ②接続検討の要否確認：既存発電設備の設備変更時における接続検討の要否を確認する手続き（任意）
- ③接続検討：事業性判断のため、系統連系に必要な所要工期・工事費等の検討を行う手続き（必須）

# 参考：系統アクセスにおける一般送配電事業者と本機関の役割

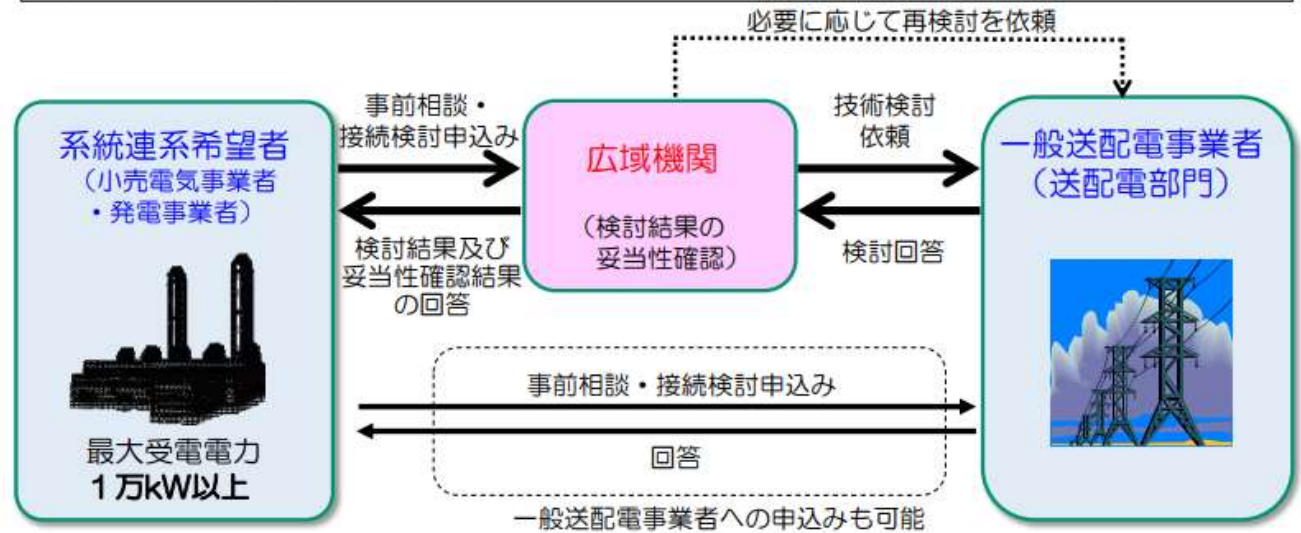
- 本機関では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、一般送配電事業者に代わって「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みの受付を可能としている。
- なお、事業者間の差別的な取り扱いがないことを確認する観点から、連系先の一般送配電事業者と資本関係を有する事業者の案件は本機関への申し込みを必須としている。

〔<引用>第24回広域系統整備委員会 資料1(2)より抜粋〕

## (参考) 一般送配電事業者と本機関の役割

9

- 1 発電場所で系統に接続している**発電設備の最大受電電力の合計が1万kW以上**のものを対象とした**事前相談と接続検討は本機関に申し込むことができる**。(広域機関もしくは一般送配電事業者の選択制)
- 本機関に申し込まれた場合は、**一般送配電事業者による検討結果について、本機関が妥当性を確認する**。



※旧一般電気事業者（発電部門）の案件は、広域機関に申し込まなければならない。

- 系統制約による自然変動電源の出力制御発生時、本機関が事後確認を行うこととしている。

<引用>第48回系統WG 資料4 抜粋

### 系統制約による自然変動電源の出力制御時の事後確認（論点まとめ）

- 需給制約により一般送配電事業者が自然変動電源の出力制御を行った場合、広域機関は、出力制御が適切であったかを確認し、その結果を公表している。
- 基幹及びローカル系統の混雑時（系統制約）においても、一般送配電事業者が自然変動電源の出力制御を行った場合、**予め決められた一定の順序に基づき、適切に出力制御されたかを事後的に広域機関が確認することとした。**
- 本日は、系統制約による自然変動電源の出力制御の事後確認について、以下の項目を御議論いただく。
  - ①事後確認の基本的な考え方
  - ②事後確認公表のタイミング
  - ③確認対象の選定方法

参考：系統利用の高度化に係る本機関が新たに行う業務(N-1電制)

■ N-1電制時の費用精算について、本機関が妥当性確認を行うこととしている。

<引用>第59回広域系統整備委員会 資料1抜粋  
元担ひあり

N-1電制の本格適用の整理事項		15
整理項目	整理内容	委員会
具体的な運用について	電制対象電源選定の考え方 ✓原則全ての特高電源がN-1電制の対象であり、抑制効果や再起動時間等を考慮の上、一送が合理的な対象を選定。	第34回
	設備停止作業時における取り扱い ✓「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」での検討結果を踏まえ対応（現状、発電制約量売買方式に準じてプロラタ抑制）。	第46回
	先行適用電源の取扱い ✓「N-1電制を前提として接続する新規電源」として先行適用された事業者は、本格適用後、本格適用のルール（オペレーションや費用精算等）が適用される。	第33回
費用負担について	電制装置設置費用の負担の考え方 ✓混雑前提系統におけるN-1電制の目的（運用容量を拡大することにより、混雑系統の混雑緩和をはかる）を踏まえ、下記のとおり見直し。 ・ N-1電制に必要な初期費用（電制装置設置にかかる費用）は、平常時での混雑管理を行う系統での系統整備の負担の考えに基づき一般負担とする ・ N-1電制に伴うオペレーション費用（電制された電源側に発生する代替電源調達費用等）は、今後の混雑管理の検討の中で具体的に整理していくとして、当面は一般負担とする	第37回 大量導入小委
	費用負担の在り方	
	費用精算の項目 ✓「代替電源調達費用」および「再起動費用」を精算項目とする。	第57回
	費用精算の流れ ✓費用精算の主体である一送が、発電量調整供給契約における契約関係にある発電契約者と精算する。	第57回
	費用精算のあり方 ✓電制の都度、根拠資料を確認の上、実績に基づき精算する。 ✓電制時の請求費用の妥当性確認は広域機関が担う。	第57回

- 「事前相談」は、新規電源の連系希望者が「**接続検討**」に先立って行う**任意の手続き**である。ノンファーム型接続導入以前は、送変電設備の連系可能量や連系点までの直線距離を主に回答していた。
- ノンファーム型接続導入後は、特別高圧電源においては、アクセス線以外の系統増強は基本的に不要なことから、**事前相談の回答内容は、連系可能量に代わり、平常時における混雑発生の有無に変更**している。この内容は、一般送配電事業者等が公表する系統情報からも容易に照会が可能である。
- また、事前相談の申込みの**大宗(約98%)**を一般送配電事業者が受け付けているが、事業者からその回答内容に関して本機関への問合せ・相談等は発生していない。  
また、至近3か年に本機関が受け付けした事前相談申し込み(202件)において、**差別的な対応を理由に一般送配電事業者の回答を是正した事例は発生しておらず、これまでの経験の蓄積等により一般送配電事業者間の対応のばらつきもないと判断できる。**
- そのため、「事前相談」について、ノンファーム型接続の導入に伴う内容変更及び一般送配電事業者で適切に対応されている状況を踏まえ、本機関が受付を行う必要性は低いことから、一般送配電事業者に受付を集約してはどうか。

## <事前相談受付件数>

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
<b>A :</b> 本機関の受付件数	333	111	76	41	27	68	107
<b>B :</b> 全体(特別高圧電源) (本機関+一送)	3,586	3,487	2,904	2,145	1,302	3,657	5,660
<b>割合 (A/B)</b>	9.2%	3.2%	2.6%	1.9%	2.0%	1.8%	1.9%

## 空容量マップと予想潮流に関する在り方

<引用> 第47回系統WG 資料5抜粋

- 2023年4月からのローカル系統へのノンファーム型接続の適用以降、基幹系統及びローカル系統においては、混雑を前提とした系統利用になることより、**空容量の有無は、「ファーム型接続が可能な枠」という意味ではなくなった。** ※配電系統の送配電設備（配電用変電所含む）以外
- この点、出力制御が生じるまでの裕度を示す観点で空容量の数値を公表していくことは引き続き重要であるものの、今後、基幹系統・ローカル系統ともに**予想潮流**として容量超過分を含めた数値を公表することで、系統の**混雑度合を示しつつ、空容量の数値としての役割も包含できる**ことになる。**このため、空容量マップにおける「空容量」の数値表記を取り止めてはどうか。**
- 空容量から予想潮流への見直し時期については、「系統情報の公表の考え方」を改定したうえで、**2024年度初期までに、準備が整った一般送配電事業者から行うこととしてはどうか。**なお、システム改修が必要な一般送配電事業者については、**2024年度上期中を目途に見直しを行うこととしてはどうか。**
- 他方、「空容量」の数値表記を取り止めて以降も情報が公開される**頻度を維持**するため、**予想潮流の公表頻度**については、**基幹系統・ローカル系統ともに月1回としてはどうか。**
- また、「空容量」の数値表記を取り止めて以降も空容量マップ自体は残していくが、今後多くの再エネ等が接続されると、平常時も出力制御が発生する可能性がある系統が多くを占め、情報公開の意義が少なくなる可能性もある。このため、**空容量マップの在り方については、必要に応じて、引き続き検討していくこととしてはどうか。**

- 「接続検討の要否確認」は、**既存の発電設備等の設備変更時に、その変更に伴う接続検討の要否を確認する任意の手続き**である。  
この受付は、発電設備の増出力を伴わない案件等を対象としており、**本機関HPにおいて具体的に受付可能なケースを事業者へ周知することで、対応の円滑化を図ってきた。**
- また、至近3か年に本機関が受け付けた「接続検討の要否確認」申し込み（131件）において、**差別的な対応を理由に一般送配電事業者の回答を是正した事例はなく、これまでの経験の蓄積等により、一般送配電事業者間の対応のばらつきもないと判断できる。**
- そのため、「接続検討の要否確認」について、**本機関HPでの事業者向け公表資料の充実や一般送配電事業者にて適正に対応されていることを踏まえ、本機関が受付を行う必要性は低いことから、一般送配電事業者に受付を集約してはどうか。**

## < 接続検討の要否確認の受付件数 >

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
本機関の受付件数	14	18	21	19	41	33	57



<引用>本機関HPより抜粋  
 ([https://www.occto.or.jp/access/kentou/files/HP\\_r1.pdf](https://www.occto.or.jp/access/kentou/files/HP_r1.pdf))

凡例	
●	： 申込みが必要
○	： 確認依頼が可能(任意)
□	： 申込み不要 (ただし、希望される場合には申込みが可能)

		接続検討の要否確認	接続検討
発電所の新設		1	●
需要者から発電者への変更 (発電設備の新設・増設・変更及び運用変更、需要減等)		2	●
同時最大受電 電力の増加	発電設備の増設	3	●
	発電設備の変更(出力増)	4	●
	発電設備運用変更、需要減	5	●
同時最大受電 電力の増減なし	発電設備の増設+既設発電設備抑制運用等	6	●
	発電設備の変更 <sup>※1</sup> (出力増減なし)	7	○※3 ●※4
同時最大受電 電力の減少	発電設備の減設	8	□
	発電設備の変更(出力減)	9	○※3 ●※4
	発電設備運用変更、需要増	10	□

- 「接続検討」は、**新規電源が系統連系を行ううえで必須となる手続き**であり、一般送配電事業者にて**系統連系に必要な送変電設備工事の内容、所要工期及び工事費等を検討し、事業者**に回答している。**本機関が受け付けた「接続検討」の件数は、全体の6～10%程度**を占めている。
- **ノンファーム型接続導入後もアクセス線の工事等は必要**であることから、「接続検討」の結果は、**事業者が事業性判断を行う上で重要な要素**であり、引き続き、**事業者間の公平性や回答の妥当性を確保**していくことが求められる。  
 なお、一般送配電事業者の接続検討結果に対して、事業者から本機関に確認・相談されるケースは、年間数件程度発生している。（2022年度5件、2023年度1件）
- そのため、「**接続検討の受付**」は**変更せず、引き続き、本機関でも対応を行うこととする。**

## <接続検討の受付件数>

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
<b>A：本機関の受付件数</b>	83	53	58	83	76	76	74
<b>B：全体(特別高圧電源) (本機関+一送)</b>	835	839	687	761	772	1,015	1,157
<b>割合 (A/B)</b>	9.9%	6.3%	8.4%	10.9%	9.8%	7.5%	6.4%

- 前述のとおり、系統アクセス業務のうち、「事前相談」及び「接続検討の要否確認」については、本機関での受付を行う必要性は低いことから、一般送配電事業者の受付に集約することとしてはどうか。
- なお、事業者が、一般送配電事業者の回答に対して疑問や相談等がある場合には、本機関にセカンドオピニオンとして妥当性等の確認を求めることも可能である。  
これにより、引き続き事業者間の公平性や内容の妥当性を確保していくこととしてはどうか。
- これらの系統アクセス業務フローの一部を見直し、本機関においては、系統利用の高度化（コネクト&マネージ等）に伴う新たな系統利用ルールの定着、適正な運用に係る優先度の高い業務に注力していくこととしたい。
- なお、今回の見直しについては、本日のご議論を踏まえた上で、国と連携して調整を行う。

## 業務規程

(一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証)

第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。

2 本機関は、前項の規定による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。